

交渉結果報告書

市長公室人事課

交渉内容 2020賃金確定一次要求書の回答等について
交渉日時 令和2年11月13日(金) 19時00分～23時40分
交渉場所 宇治市役所本庁 8階大会議室
交渉出席者 当局側 宇野副市長 脇坂市長公室長 北尾市長公室副部長 西川人事課長
岡野人事課副課長 足立同課人事研修係長
組合側 東執行委員長 副執行委員長 書記長 書記次長他執行委員等 約40人

概要	要
組合の主張	<p>2020賃金確定一次要求書の回答等を行った。</p> <ol style="list-style-type: none">① 本日の交渉が一定の区切りとなる場と考えている。当局として、どのような検討をしてきたのか。② この間の交渉では、賃金ラインの改善や切実な生活実態がある職員層に対しての改善措置を求めてきた。今回の回答は、実質的には期末手当のマイナス0.05月だけである。組合要求と合致した内容になっていない。③ 扶養手当については、前回の交渉での当局の提案は、これまでの交渉経過を踏まえた内容であるものの、最終形を国と同様の制度とすることありきの姿勢では、議論ができない。④ 組合員に対して、未来に希望が持てるようなものを示してほしい。
当局の主張	<ol style="list-style-type: none">① 借家に係る住居手当については、国どおりの制度とする改定を提案したものの、支給額が増額となる職員がいる一方で、減額となる職員が生じること、また、国と異なる制度としている他団体もあることは認識している。こうした状況を踏まえて、他団体の動向を見極める中で、しっかりと検討する必要があると考えている。令和3年度については現行のとおり支給することとし、引き続き今後のあり方については検討をしていきたい。② 当局として、できる限りの検討をしてきたが、ラスパイレス指数の状況だけでなく、今後の実施する給与改定の内容についても、議会や市民に対して理解が得られるものかという観点で検討をしてきた。③ 繰り返し申し上げてきたが基本的には、国と同様の制度であるべきと考えている。一方で、この間の交渉の経過を踏まえると、令和4年度以降の支給額については、今季の交渉での決着は見送りせざるをえないと考えている。令和4年度以降の扶養手当のあり方については、引き続き協議をお願いしたい。④ ラスパイレス指数を引き上げる要因となるような賃金ラインの改善や、前歴是正については、慎重にならざるを得ない。